

人権を尊重するまち三鷹条例 ガイドブック（案）

令和 6 (2024) 年 11 月

はじめに

人権は、誰もが生まれながらに当然にもっている基本的な権利です。日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定め、世界人権宣言では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

人権の概念は、長い歴史の中で、その萌芽から誕生、そして普及、さらには社会化、国際化というように、広がりと深みを増してきていますが、時代の経過に伴う社会環境の変化によって、新たな課題が次々と生じてきています。

こうした中、三鷹市ではこれまで、三鷹市女性憲章（昭和 63(1988)年三鷹市告示第 1 号）、みたか高齢者憲章（平成 16(2004)年三鷹市議会議決）及び三鷹子ども憲章（平成 20(2008)年三鷹市議会議決）を定めるほか、三鷹市男女平等参画条例（平成 18(2006)年三鷹市条例第 2 号）及び三鷹市いじめ防止対策推進条例（平成 26(2014)年三鷹市条例第 20 号）を制定するなど、全ての個人の尊厳が尊重される社会の実現に向けて、率先行動に努めてきました。

そのうえでこのたび、基礎自治体ならではのきめ細かな人権施策をさらに進めていくため、「人権を尊重するまち三鷹条例」（令和 6 (2024)年三鷹市条例第 4 号。以下「条例」という。）を制定しました。この条例は、三鷹市の人権施策に関する基本理念や方向性を定める基本条例であり、三鷹のまち全体の意識の変化を促す契機とするものです。

条例の制定に当たっては、市民ワークショップや関係団体等へのヒアリングなど検討段階に応じた市民意見の募集を行い、市民フォーラムの開催により気運の醸成を図るなどの取組を進めながら条例案を作成しました。令和 6 (2024)年 3 月の市議会の議決を経て、令和 6 (2024)年 4 月 1 日から条例が施行されましたが、このことによって、課題が直ちに解決するようなものではありません。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちが実現するよう、市民や事業者の皆様と協力しながら、三鷹市役所の各部署が横断的な体制のもとで多様な機関と連携し、きめ細かな施策の推進に取り組んでいきます。

目 次

前 文	1
第 1 条 目的	4
第 2 条 定義	5
第 3 条 基本理念	5
第 4 条 権利侵害等の禁止	6
第 5 条 市の責務	9
第 6 条 市民の責務	9
第 7 条 事業者等の責務	9
第 8 条 市、市民及び事業者等の協働	9
第 9 条 情報収集及び調査研究	10
第 10 条 教育、啓発及び情報提供	10
第 11 条 相談等及び救済	11
第 12 条 相談員の設置	12
第 13 条 人権を尊重するまち三鷹審議会	12
第 14 条 委任	13
人権を尊重するまち三鷹条例	14
人権を尊重するまち三鷹審議会規則	17
三鷹市人権施策推進連絡会議設置要綱	19
人権相談員運営要領	21

前 文

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまちの実現は、三鷹市民共通の願いである。

これまで三鷹市は、基礎自治体として、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれる基本的人権の尊重や法の下での平等、差別の禁止を基調に市民福祉の向上に努めてきた。もっとも、人権に関わる課題が時代とともに多様化する中、家庭、職場、学校、地域、インターネット上など、あらゆる場面において、一人ひとりの個性と自由が最大限に尊重される必要がある。子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。そのためには、三鷹市の施策において人権に配慮することはもちろんのこと、市、市民及び事業者等の協働により、市民の人権に関する意識をさらに高めていくことが重要である。

三鷹市は、ここに全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、この条例を制定する。

【趣旨・説明】

この前文は、「人権を尊重するまち三鷹条例」の制定の趣旨、背景、基本原則を述べており、条例を含む法令の前文は、各条項を解釈するにあたっての基準となるものです。

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまちの実現」が三鷹市民共通の願いであること、そのために、三鷹市は「日本国憲法」や「世界人権宣言」の趣旨を踏まえて、市民福祉の向上に努めてきたことを述べつつも、今もなお、不当な差別的な行為、不利益な取扱いのほか、インターネット上での悪意のある書き込みなど、様々な人権侵害が発生しているという課題認識を明らかにしています。

国では、平成 28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25（2013）年法律第 65 号）（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 68 号）（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28（2016）年法律第 109 号）（部落差別解消推進法）」のいわゆる人権 3 法が施行されました。また、令和元（2019）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の

推進に関する法律（平成 31（2019）年法律第 16 号）」が、令和 5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5（2023）年法律第 68 号）（LGBT 理解増進法）」が施行されるなど、差別解消に向けた法整備が進められています。

このような流れも踏まえつつ、三鷹市では、人権を尊重するまちづくりに向けて、基礎自治体としての人権施策の更なる進化と深化を図るため、共通した理念を定めることとしました。今後、多様な人権課題について、子どもや高齢者など、それぞれの置かれた状況を認識し、必要に応じて個別の条例制定や計画策定などを行い、それらに基づいた実効性のある施策を段階的に進めていきます。

条文中に列挙している「人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど」は、日本国憲法第 14 条の「法の下での平等」の規定をもとに昨今の社会状況を反映し、これらを根拠として基本的に禁止されるべき差別の属性を例示したものであり、これ以外のものを含め、全ての人の平等と人権保障が実現されなければなりません。また、例えば、障がいのある外国籍市民や性的マイノリティの子どものように複合的なケースがあるなど、置かれた状況は人それぞれであり、一様に考えることは適切ではありません。こうした中、それぞれの人権が密接に関連していることを理解し、全ての人権を自分事として捉え、市、市民及び事業者等が協働で、まち全体の人権意識を高めていくことが重要です。

こうした考え方のもと、市民一人ひとりが自分と他者の違いを認識し、理解しながら、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことを宣言しているのがこの前文です。

<参考>様々な人権課題

性別	セクシュアルハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、男女平等参画社会の実現、性別による「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」等
子ども	児童虐待、いじめ、体罰、児童買春等
高齢者	高齢者の生活上の問題（社会参加の機会を奪われる、住宅の賃貸を拒否される、虐待、地域社会からの孤立、悪質商法の被害等）、認知症高齢者等の権利擁護等
障がい者	日常生活や社会生活における様々なバリア（段差等の物理的なバリ

	ア、就業や生活に関わる制度・慣行的なバリア、視覚や聴覚等の障がいによる情報面のバリア、偏見や差別等の心のバリア等)
同和問題（部落差別）	就職や結婚等での差別、インターネット上の悪質な書き込み等
アイヌの人々	独自の生活様式や文化の侵害、アイヌの人々に対する誤った認識
外国籍の方	住宅や就労などでの差別、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）、人種・皮膚の色・民族等の違いによるあらゆる差別等
感染症等の人権問題	HIV 感染・エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等に対する誤った知識や思い込みによる偏見や差別
犯罪被害者やその家族	身体的・財産的な被害、精神的苦痛等による二次的被害等
インターネットによる人権侵害	プライバシーの侵害や名誉棄損、いじめ、差別的な書き込み等、性的被害などをもたらす書き込み等
北朝鮮による拉致問題	北朝鮮当局により、1970 年代から 1980 年代にかけて行われた日本人拉致
災害に伴う人権問題	避難所等におけるプライバシー、女性や高齢者等要配慮者への対応、風評に基づく嫌がらせ等
ハラスメント	セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、 ^ソ ^ジ ^グ ^イ （※）ハラスメント等

※ ^ソ ^ジ ^グ ^イ（ソジ）とは

「Sexual Orientation（性的指向）」と「Gender Identity（性自認）」の頭文字

性的指向： どんな人を好きになるか

性自認： 自分が男だと思うか、女だと思うか、どちらでもないと感じるか

性自認・性的指向	いじめや嫌がらせ、偏見・差別的な扱い
路上生活者（ホームレス）	偏見や差別意識等による暴力や嫌がらせ等
その他の人権課題	刑を終えて出所した人に対する就職や入居時における差別、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係、人身取引（トラフィッキング）等

※ 「みんなの人権」（東京都総務局人権部人権施策推進課・令和 6(2024)年 2 月発行）をもとに編集

目 的

第 1 条 この条例は、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、市政に関する理念や方向性を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

【趣旨・説明】

人権の尊重は、全ての施策に通底する普遍的なものです。そのため、本条では、この条例が三鷹市の例規の上位規範として、人権を尊重するまちづくりの理念や方向性を定めるものであることを明らかにしています。

三鷹市は、最上位計画である「三鷹市基本構想（令和 6（2024）年 3 月三鷹市議会議決）」で、「平和の希求」「人権の尊重」「自治の推進」を基調とした「あすへのまち三鷹」を基本目標に掲げており、「三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成 4（1992）年三鷹市条例第 15 号）」、「三鷹市自治基本条例（平成 17（2005）年三鷹市条例第 17 号）」に加え、本条例の制定によってこの 3 つの基調に関する条例が揃うこととなります。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体をいう。
- (3) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

【趣旨・説明】

第1号では、「三鷹市自治基本条例」と歩調を合わせ、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務する人、市内の学校に通学する人に加え、市内で市民活動などを行っている人を「市民」としています。第3号の「市」も、「三鷹市自治基本条例」と同様の定義です。

第2号の「事業者等」については、「三鷹市自治基本条例」では「市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体」としていますが、本条例ではより幅広く、会社等の団体のみならずフリーランスや個人事業主なども「人権を尊重するまち三鷹」ともにつくっていくパートナーに含まれていることを明確にするため、「事業活動を営む個人又は団体」としています。

基本理念

第3条 一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。

【趣旨・説明】

「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまち」（前文）をつくるために大切なのは、市民一人ひとりがそれぞれの違いを認識・理解し、まち全体の人権への意識を高めていくことです。私たちは、そのための取組を一步一步着実に進めていかなければなりません。そして、こうした取組を進めていくことで、誰もが「不当な差別」を受けることなく安心して生活できる社会を実現することを、条例の基本理念としています。

なお、「不当な差別」とは、「子どもから高齢者まで全ての世代の市民」に対して、合理的な理由なく、「人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど」を根拠に不当に異なる取扱いをして権利を侵害する行為などのことをいいます。合理的な理由の有無は、そのような異なる取扱いをすることの目的や手段の合理性の有無を基準として、制約される権利や利益の内容などにより個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

権利侵害等の禁止

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他の社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不当な差別的取扱いをする行為
- (2) あらゆるハラスメントその他の人権を侵害する行為
- (3) 人権に関する個人の情報を本人の意に反して公にする行為
- (4) 人権に関する個人の情報を本人が公にすることを強制し、又は禁止する行為
- (5) 相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為

【趣旨・説明】

本条では、前文で例示として掲げる「人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど」を含め、あらゆる場面において、人権を侵害する行為を禁止することを定めています。

第1号の「不当な差別的取扱い」は、「子どもから高齢者まで全ての世代の市民」に対して、合理的な理由なく、「人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなど」を理由として不当に異なる取扱いをして権利を侵害する行為などのことを意味します。

第2号の「ハラスメント」とは、法律で定義されるものもありますが、一般的には、相手方が嫌がる言動などをして不快感や不利益を与え、尊厳を害する行為のことを意味します。ハラスメントには、セクシュアルハラスメント（セクハラ）やパワーハラスメント（パワハラ）をはじめ、様々な種類があります（後掲、「ハラスメントの種類（代表的なもの）」参照）。

第3号の「人権に関する個人の情報を本人の意に反して公にする行為」とは、本人から了承を得ずに、個人の人格に深く関係する秘密等を他の人に言いふらしたり、インターネット上などに書き込んだりして暴露する、いわゆる「アウティング」を指します。

第4号の「人権に関する個人の情報を本人が公にすること」とは、誰にも話していなかった個人の人格に深く関係する自身の秘密等を自分から打ち明ける「カミングアウト」を指し、これを本人に強制する行為又は反対にカミングアウトさせないようにする行為を意味しています。

第5号の「相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為」には、身体的暴力（殴ったり蹴ったりするなど、相手の身体に危害を及ぼす行為）や精神的暴力（心ない言動等により、相手の心を傷つける行為）、性的暴力（同意なく性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといった行為）、社会的暴力（交友関係を制限したり、電話や外出といった社会的行動を制限する行為）や経済的暴力（金銭の自由を奪う行為、相手を経済的に追い詰める行為）などが含まれます。

<参考>ハラスメントの種類（代表的なもの）

パワーハラスメント	職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為
セクシュアルハラスメント	他者の意思に反して性的な言動を行い、不利益を与えたり不快にさせたりする行為
マタニティハラスメント	妊娠や出産した女性に対して行う嫌がらせや否定的な言動を行う行為
モラルハラスメント	無視や言動で他者の人格を否定したり傷つけたりする行為
ジェンダーハラスメント	性別による役割分担など、固定観念による嫌がらせ行為
SOGI（ソジ）ハラスメント	性的指向やジェンダーアイデンティティに関連した差別的な言動やいじめ、嫌がらせなどの行為
レイシャルハラスメント	特定の人種や民族、国籍により、相手を侮辱したり嫌がらせをしたりする行為
アルコールハラスメント	飲酒の強要など、飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為

スモークハラスメント	受動喫煙によって喫煙者が非喫煙者に対して、健康被害や健康不安を与える行為
不機嫌ハラスメント	不機嫌な態度により、周囲に必要以上に気を使わせたり不快な思いをさせたりする行為
ノイズハラスメント	わざと大声で会話したり大きな音を出したりする迷惑行為
スメルハラスメント	匂いによって周囲に不快な思いをさせる行為
ロジカルハラスメント	相手に論理的に正論をぶつけて追い詰める行為
テクノロジーハラスメント	デジタル機器の知識が低い人や取扱いが苦手な人に対する嫌がらせ行為

※（株）日本能率協会マネジメントセンター「ハラスメントの定義は？当てはまる言動や防止策を紹介」
<https://www.jmam.co.jp/hrm/column/0120-harassment.html>）をもとに編集

市の責務

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進しなければならない。

市民の責務

第6条 市民は、基本理念に基づき、相互に人権を尊重するよう努めなければならない。

事業者等の責務

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動において人権を尊重するよう努めなければならない。

市、市民及び事業者等の協働

第8条 市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりに関する施策を推進する。

【趣旨・説明（第5条～第8条）】

基本理念に基づき、市は一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、必要な施策を総合的に推進すること、そして市民一人ひとりが、互いに人権を尊重するように努めるとともに、事業者等が事業活動において人権を尊重するように努めることで、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちの実現を目指すことを規定しています。また、こうした施策を、市民及び事業者等との協働で推進する方向性を明確にしています。

情報収集及び調査研究

第9条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、必要な情報収集及び調査研究を行う。

【趣旨・説明】

人権を尊重するまちづくりを推進していくためには、社会状況によって生じる人権問題や、市内や他自治体における事例等に目を配り、きめ細かな対応を図っていく必要があります。そのため、本条では、施策の推進に必要となる、不当な差別や人権課題に関する情報の収集、第11条及び第12条に基づいて実施する相談等の事例の蓄積や分析といった調査研究を市が行うことを規定しています。

教育、啓発及び情報提供

第10条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、教育、啓発及び情報提供を行う。

【趣旨・説明】

条例の理念を三鷹のまち全体に浸透させていくためには、市民一人ひとりの人権意識を高めていくための教育や啓発活動が重要になります。そのため、本条では、市が、市民や事業者等に向けて、啓発活動や情報提供を積極的に行っていくことを規定しています。

相談等及び救済

第 11 条 市民又は事業者等は、市内における第 4 条各号に掲げる行為について、市に相談、意見の申立て又は情報提供をすることができる。

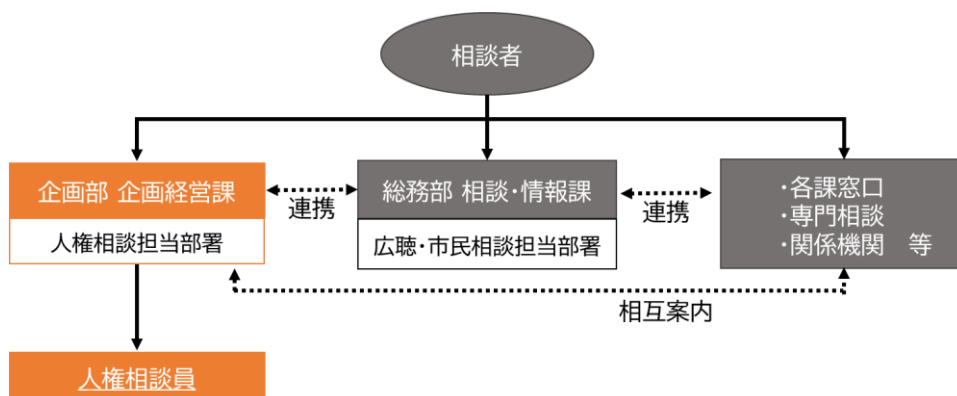
2 市は、前項の相談、意見の申立て又は情報提供に応じ、適切な救済のために市民、事業者等及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

【趣旨・説明】

本条は、不当な差別的取扱いをはじめ、人権侵害による被害の救済として、相談を中心に必要な支援をはじめとした様々な措置を行うことを規定したものです。自身が人権侵害を受けたり他者の人権が不当に侵害されていると感じる市民が一人で悩まず、相談や情報提供をすることができるようにするとともに、市は、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援に取り組み、適切な救済に向けて必要な措置を講じることを規定しています。

市は、各種相談業務や関係機関における相談窓口等のネットワークにおいて、きめ細かな対応に努めるとともに、必要に応じて市の職員が関係機関等へ同行する伴走型の支援等を含め、関係機関と連携して相談体制を構築します。また、法律的な助言が必要な場合は、第 12 条に定める相談員へ引き継いで迅速な問題解決へと導くなど、権利侵害等からの救済に向けた対応を適切に行っていきます。

<参考> 人権相談の流れ



相談員の設置

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項の相談を受けるため、人権侵害に関する専門の相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- 2 相談員は、相談に係る当事者等（前条第 1 項の規定により、相談をした市民又は事業者等をいう。）に対し助言等を行うことにより、当該相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 相談員は、2 人以内とし、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 相談員の任期は、2 年とする。

【趣旨・説明】

本条では、第 4 条に規定する権利侵害等に関し、法律的な知見に基づく相談が必要な場合に対応するため、専門の相談員の設置について規定しています。相談員は、既存の相談窓口を補完しながら、法律的な助言を行うことにより、当該相談に係る問題を迅速かつ適切な解決へと導くもので、こうした多様な相談窓口が連携し、プライバシーに配慮しながら、市民一人ひとりに寄り添った、きめ細かな相談体制を構築します。

なお、相談員による相談は、事案の調査、相手方との交渉や仲裁、判決や裁決で確定した事項、裁判で係争中の事項などは対象外とします。

人権を尊重するまち三鷹審議会

- 第 13 条 この条例による一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを総合的に推進するため、市長の附属機関として、人権を尊重するまち三鷹審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。
- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 人権に関する相談及び救済に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権施策に関し市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・説明】

一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを総合的に推進するため、地方自治法（昭和22（1947）年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として「人権を尊重するまち三鷹審議会」を設置します。

審議会は、市長の諮問に応じて、人権施策の推進に関する事項や人権に関する相談及び救済に関する事項について、調査し、審議を行うとともに、人権に関する個別条例の検討、各部署における人権施策の取組状況の共有などについても議論を進めていきます。また、審議会は市に必要な意見を述べるができることとし、人権に関する事項について主体的に提案等を行うことができることとしています。

なお、審議会は、10人以内の委員で構成し、「人権を尊重するまち三鷹審議会規則（令和6（2024）年三鷹市規則第36号）」に定めるところにより、①学識経験者、②関係団体が推薦する者、③市民（公募による市民を含む。）の中から市長が委嘱します。

委任

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨・説明】

本条例の施行にあたり、その他必要な事項は、規則や要綱等で別に定めることを規定しています。

令和6（2024）年11月現在の規則、要綱等は次のとおりです。

- ・人権を尊重するまち三鷹審議会規則
- ・三鷹市人権施策推進連絡会議設置要綱
- ・人権相談員運営要領

人権を尊重するまち三鷹条例

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることが出来るまちの実現は、三鷹市民共通の願いである。

これまで三鷹市は、基礎自治体として、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれる基本的人権の尊重や法の下での平等、差別の禁止を基調に市民福祉の向上に努めてきた。もっとも、人権に関わる課題が時代とともに多様化する中、家庭、職場、学校、地域、インターネット上など、あらゆる場面において、一人ひとりの個性と自由が最大限に尊重される必要がある。子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。そのためには、三鷹市の施策において人権に配慮することはもちろんのこと、市、市民及び事業者等の協働により、市民の人権に関する意識をさらに高めていくことが重要である。

三鷹市は、ここに全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権を尊重するまちづくりの上位規範として、市政に関する理念や方向性を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体をいう。
- (3) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(基本理念)

第3条 一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。

(権利侵害等の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他の社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不当な差別的取扱いをする行為
- (2) あらゆるハラスメントその他の人権を侵害する行為
- (3) 人権に関する個人の情報を本人の意に反して公にする行為
- (4) 人権に関する個人の情報を本人が公にすることを強制し、又は禁止する行為
- (5) 相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、相互に人権を尊重するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動において人権を尊重するよう努めなければならない。

(市、市民及び事業者等の協働)

第8条 市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりに関する施策を推進する。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、必要な情報収集及び調査研究を行う。

(教育、啓発及び情報提供)

第10条 市は、人権を尊重するまちづくりの推進に関して、教育、啓発及び情報提供を行う。

(相談等及び救済)

第11条 市民又は事業者等は、市内における第4条各号に掲げる行為について、市に相談、意見の申立て又は情報提供をすることができる。

2 市は、前項の相談、意見の申立て又は情報提供に応じ、適切な救済のために市民、事業者等及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

(相談員の設置)

第12条 市長は、前条第1項の相談を受けるため、人権侵害に関する専門の相談員（以

下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、相談に係る当事者等（前条第1項の規定により、相談をした市民又は事業者等をいう。）に対し助言等を行うことにより、当該相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 相談員は、2人以内とし、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 相談員の任期は、2年とする。

（人権を尊重するまち三鷹審議会）

第13条 この条例による一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを総合的に推進するため、市長の附属機関として、人権を尊重するまち三鷹審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。
 - (1) 人権施策の推進に関すること。
 - (2) 人権に関する相談及び救済に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策に関し市長が必要と認めること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以下省略

人権を尊重するまち三鷹審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、人権を尊重するまち三鷹条例（令和6年条例第4号。以下「条例」という。）第13条第5項の規定に基づき、人権を尊重するまち三鷹審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第13条第3項に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民(公募による市民を含む。)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員の報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和27年三鷹市条例第68号)に定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画部企画経営課において行う。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

三鷹市人権施策推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 人権を尊重するまち三鷹条例第5条の規定に基づき、庁内の連絡調整を図り、三鷹市の人権施策を推進するため、三鷹市人権施策推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 人権施策推進の総合調整に関すること。

ア 人権に関する個別条例の検討

イ 関連する各個別計画における人権施策の共有及び連携

ウ 新たな人権課題への対応の検討

エ 関係機関等との連携

(2) 人権施策推進状況調査に関すること。

ア 各部署における人権に関する相談、普及啓発その他の事業の集約

イ 年度ごとの人権施策の実施状況の評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長は、企画部長をもって充てる。

(2) 副委員長は、総務部長をもって充てる。

(3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部	企画経営課長
総務部	職員課長、相談・情報課長
健康福祉部	地域福祉課長、障がい者支援課長、高齢者支援課長、生活福祉課長
子ども政策部	子ども家庭課長、子育て支援課長
教育委員会事務局教育部	学務課長、指導課長

人権相談員運営要領

(趣旨)

- 1 この要領は、人権を尊重するまち三鷹条例（令和 6 年三鷹市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 12 条に規定する人権侵害に関する専門の相談員（以下「相談員」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

- 2 相談員は、条例第 4 条各号に掲げる事項に関する事案について相談を受ける。ただし、次に掲げる事項については所管事項としない。

- (1) 事案の調査に関する事項
- (2) 事案の相手方との交渉又は仲介に関する事項
- (3) 判決、裁決等により確定した事項
- (4) 裁判等で係争中の事案に関する事項
- (5) 相談員により既に処理が終了している事項
- (6) 議会に請願・陳情している事項
- (7) その他、相談の本旨にてらして受け付けることが適当でないと認められる事項
(相談員の役割等)

- 3 相談員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 相談員は、企画部企画経営課の職員（以下「職員」という。）から「相談受付票」（別紙 1）により相談業務を引き継ぐ。
- (2) 相談員は、相談者と面談を行い、相談内容及び当該事案の問題点を整理し、相談者に助言し、並びに必要に応じて関係機関の紹介を行う。
- (3) 相談員は、相談事案に関して調査が必要な場合は、職員に指示する。
- (4) 相談員は、再任を妨げない。ただし、相談員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) その他、必要な役割については、企画部企画経営課と調整のうえ決定する。
(企画部企画経営課の役割)

- 4 企画部企画経営課の役割は、次のとおりとする。

- (1) 相談員業務の庶務
- (2) 相談員を補佐する業務
- (3) 相談者と相談員の日程調整
- (4) その他、必要な役割については、相談員と調整のうえ決定する。
(相談受付)

- 5 相談は、企画部企画経営課で受け付け、職員が「相談受付票」に相談概要を記載する。

(相談場所)

- 6 相談場所は、相談者のプライバシーを確保することとし、相談室又は会議室等の個室を使用する。

(相談結果)

- 7 相談員は、相談結果について、相談者へ「相談結果通知書」(別紙2)により通知する。

(委任)

- 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

人権を尊重するまち三鷹条例 ガイドブック（案）

発 行 令和 6 (2024) 年 11 月

発 行 者 三鷹市

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号

三鷹市企画部企画経営課平和・人権・国際化推進係

電 話 0422-29-9032

メ ー ル kikaku@city.mitaka.lg.jp